

議案第 4 4 号

志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、志摩広域行政組合の共同処理する事務の一部を変更し、志摩広域行政組合規約(昭和 52 年三重県指令伊振第 565 号)を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩広域行政組合規約の一部を変更する規約

志摩広域行政組合規約(昭和 52 年三重県指令伊振第 565 号)の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「、短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所」を「及び短期入所生活介護事業所」に改め、同条第 3 号中「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、」及び「地域生活支援事業並びに」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。